会計参与制度」への一考察(期待

り、会社内部機関へ会計専 門家を登用する「会計参与」 会社法部分の抜出し)によ きな時代の転換となる可能 という制度が制定された。 これは税理士にとって大 会社法の制定(商法より

> る。本紙の意見は、 意見とに別れている感があ て消極的な意見と積極的な 極論である。 いと思う。この制度に対し

性のある出来事といって良

よりの考察、会計参与制度の歴史的視点

のためには会計の専門家と とに拠れると考える。 ②の役割を果たしてきたこ 専門家であり、その機能は ば機能し得ない点で会計の 決算主義をとっており、そ 条の付随業務論などによっ 関する専門家としての位置 後の税制構築時に税理士法 異なるところでもあった。 家か否かは、税理士法第2 つけがされた。会計の専門 しての素養を所持しなけれ て、税理士の間では意見の 私の持論で、税法は確定 昭和25年シャウプ税制

そのような税理士の本来 中小企業とともに 高度経済成長期の

立ってきたことは紛れもな の役割も機能も発展過程を い歴史的事実であろう。 報告の可能性や正常化へ役 内の中小企業を中心に会計 済成長・安定期に日本の国 としての役割が、戦後の経 基礎に持つ「会計の専門家」 に会計基準のコンバージェ

2

歴史的変化、税理士の会計専門家としての

としての会計参与

ならず、(決算報告にいたる

中小企業の税務申告のみ

種類の会計の専門家との表

ではなく、これまでの監査 区分けしてのカテゴライズ

会計の専門家として名目的 ある中小企業の会計報告を

な監査役という実態の伴う

役とも外部監査とも異なる

私は新たな提案として2

会計専門家の中の違い

税理士と公認会計士とを

2つの役割の認識、新たな時代に会計専門家の

現を提示をしておきたい

会社法による内部機能

実であるが、それは時代と 部分と我々専門家の反省す 社会の要請の変化と捉える 経て、会計報告正確性・信 ばならないと考える。 き両面を見ておかなけれ 性は変遷しているのも事

で、我々の初期の職業的な 税務申告の決算を間に合わ 表現できよう。 苦悩との戦いであったとも 決算書を何とか作る要望ま 確性を追及し切れなかった せる、という会計報告の正 ベルから、融資のために 会計報告の正確性より、 グローバル化とCSR

されている。そして国際的 影響力のある上場企業はそ れ以上の責任の提示が要求 限の提示となり、社会的な は企業の社会的責任の最低 て、正確な会計報告の実施 を積極的に果たす時代へと 化した社会の要請に対し 時代の会計基準の多様化 いまや企業の社会的責任

を示しているとも判断すべ 来の妥協的な運営が時代に 知しながら形式を整える旧 実的には出来ないことを認 きたことが窺える。それは 企業用と中小企業用の会計 きであろう。 合わなくなったということ 基準の使い分けがなされて 八企業の基準を形式的に中 企業に強いることは、 既に諸外国の例では、大

中小企業への課題 会社法の成立による

要素を持った過重な基準で 原則も小企業には不可能な みが前提だったので、会計 商法時代は大企業の仕組

限会社と深く関わっている 我々税理士は、そのような 示しなければならない時代 からこそ最低限の責任を提 であろうと考えられる。だ 業にも会計報告の充実の必 代の変化は無関係のように 国際経済の動きを捉えた時 たと判断すべきであろう。 考えてきた。しかし中小企 を迎えたとも考えられる。 て、まずは会計報告がその 要性が問われる

時代になっ 一十分な要素を持っている すなわち中小企業にとっ 会的責任を示すに必要か 一方で中小の株式譲渡制

るべきであろう。

を持って用意されたと考え 機能しながら時代的な要請 業の会計に関する指針」と 施可能な会計基準「中小企 そこで、中小企業でも実 会計参与」制度が交互に

釈して適用するような形は 法律の規定を割り引いて解 不似合いの時代となったと しかしこれまでのような はなかろうか。

認識すべきであろう。 告を組み立てる税理士の責 会計に関する指針」の存在 て用意された「中小企業の か。それは同時期に前後し たと表現すればいいだろう ことが出来る。 たしやすくなったと考える 任が明確になるとともに果 により、中小企業の会計報 にも示唆されている。これ 能な制度として構築され 小企業でも守ることが

らないものになったと考え とそ、より守らなければな 択可能な制度となったから 与される限り、経営者・株 社」としての権利義務が付 ればならない。緩やかで選 主は制度を守っていかなけ 法治国家において「会

書類は)企業内部での完成 作成・調整することが多か より、税理士等の専門家が ったと断定してもよいので

り明確に税理士は議論する 史を踏まえて、会社法によ たといえる。そのような歴 計の専門家であり続けてき きな役割を担っており、 長期における会計報告の大 余地なく会計の専門家と位 税理士は日本の戦後経済成 置づけられたといえる。 その意味で、現実論的に それはなにより、会社法

明記されたからだ。 任可能な機能に、税理士が して会計の専門家だけが就 に規定する株式会社の内部 | 仮能である「会計参与」

(2) 中小企業の会計の基準

その会計基準はコスト面 難しさがあったことも分析 社組織を前提としており、 ら中小企業には沿うことの する必要もあろう。

として、会社法の見直しと 遵守可能な会計基準が用意 前後して小企業や中企業に 大きな時代の変化の表象

浅見

商法時代においては大会

我々が「企業会計原則」を 事ではないと考えられる の成立と時期を合わせるよ される流れが始まり会社法 うに制定されたことは、決 して時代的に無関係な出

の会計報告の手引きとし 勉強しながら、理想として 準と呼ぶ税法の要件を満た では解決は出来なかったと の責任だけを追求すること 我々専門家や企業の経営者 れなかった苦悩は、一 とであったと考えられる。 て、現場で機能させて来ら 現実対応として、税法基

う表現でも可能のだと考え すことで適法な申告をする ことで済んできた時代とい ここ数年の変化は、 会計

然にありえると考えら は、これからの時代にお 利である租税課税の基準と ての決算報告と各国家の権 利益や活動の責任提示とし 会計基準のグローバルスタ ては更に乖離の可能性は当 ンシーの要求から、企業の ンダードとのコンバージェ **陸準と税法の乖離であり、**

役割・機能な たい。それを

【麹町】

哲

門家との2つ ても良いの の役割が定義されたと考え をチェック を作成する専門家と、それ 外に決算報告(財務諸表) 会社法に ではなかろう (監査) する専 の会計専門家

(2) 税理士の 新たな課題

一概に

な課題といえる。 としての責任と役割をいか 士は、この作成する専門家 定義を明確に 負いながら本質的な役割の に果たせていけるかが大き そこで、過去の歴史を背 になされた税理

の社会的責任の果たし方と 今後は中小企業にも企業 見つめておき

重要視される時代を迎えて

して決算書の正確性がより

いる。

の成り立ちから現在までの 度が創設され、税理士法以 する専門家としての分け方 て、監査する専門家と作成 役割を追求した結論とし に、前述したように税理士 | 会計参与」制 思考したとき

代は変わりつつあるので、

主義から返済能力判断へ時

なおかつ間接金融も担保

士の意識改革と対応が必要 諸表)の正確性が求められ との観点から決算書(財務 いえよう。 な時代となってきていると ており、企業経営者と税理

時代となってきた。 の啓蒙が重要な役割となる ともに顧問先企業経営者へ 税理士自身が自覚すると

き、更に税法の要請を深く 注意していなければならな 関する指針」を座右に置 ながら「中小企業の会計に たな実務指針に注意を払い ていく企業会計基準への新 毎月のように新しく変化し て、企業会計原則を基礎に そして実際の実務とし

新 い制度との関係

であると捉えるならば、日 ではなかろう 意されたと考えても良いの 本の風土に適した制度を用 その歴史的経験をより時代 制度としての 理士の役割を評価し、その 去の日本の社会における税 も出来る。し はまれな制度だと見ること を作ってきた 去の海外から 本の独自の制度である。過 に適合させようとしたもの つの翻訳で制度 更なる定着と かしながら過 日本において いう制度は日

私は考える。 ことが時代に沿っていると 計報告を可能にするため て、時代に即した正確な会 知識と職業的経験を生かし 参与は制度されたと考える に、時代要請によって会計 にくい制度に代えて、その

の持続可能な成長に役立ち 発展させ、将来の日本経済 発展をもたらす制度として 期待するのである。 それは税理士制度をより

税理士のその活躍の場で